

岩倉市相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等（以下「障害者等」という。）からの相談に応じ、障害者等に必要な情報の提供及び助言又は福祉サービスの利用支援等必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 相談支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市とする。ただし、市は、事業の実施に当たって、事業を適切に運営できる者（以下「事業者」という。）に事業の一部を委託することができることとする。

(実施方法)

第3条 福祉事務所長は、障害者等に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 障害者等への相談対応
- (2) 障害者等のサービス利用のための調整
- (3) その他市長が必要と認める事業

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等又は障害を有することにより支援の必要があると福祉事務所長が認めた者とする。

(職員の配置等)

第5条 事業者は、事業の実施に当たり、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、相談支援専門員又は福祉事務所長が適当と認める者を1名以上配置しなければならない。ただし、事業に支障のない範囲内で指定相談支援事業者関係業務に従事することができる。

(事業者の遵守事項)

第6条 事業者は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制、職務環境、訪問手段等を定めておかななければならない。

- 2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉事務所長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
- 5 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。

(費用の負担)

第7条 事業の利用に要する利用者の負担は、無料とする。

(自立支援協議会の設置)

第8条 市長は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として自立支援協議会を設置する。

2 自立支援協議会の委員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健、医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、当事者等団体、権利擁護関係者及び学識経験者等で構成する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。